

第15回東海第二地域原子力防災協議会作業部会

1. 日 時

令和7年11月17日（月）11：00～12：10

2. 場 所

茨城県庁及びテレビ会議

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、防衛省
- (2) 関係自治体等 : 茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、茨城県警察本部
- (3) オブザーバー : 日本原子力発電株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 戸塚地域原子力防災推進官、山瀬参事官補佐、長澤専門官、鈴木主査

4. 議 題

- (1) 原子力災害時の避難先確保の状況について
- (2) その他

5. 配付資料

- ・議事次第
- ・資料1 原子力災害時の避難先確保の状況について
- ・資料2 柏崎刈羽地域の緊急時対応（全体版）
- ・資料3 柏崎刈羽地域の緊急時対応に係るQ A集
- ・資料4 屋内退避の運用について
- ・参考資料 原子力災害時等におけるバスによる避難住民等の緊急輸送等に関する協定締結式の開催結果について

6. 概 要

- (1) 原子力災害時の避難先確保の状況について

○茨城県から、資料1に基づき、2025年時点の不足数など原子力災害時の避難先確保の状況について説明があった。また、茨城県から、参考資料に基づき、締結した原子力災害時等におけるバスによる避難住民等の緊急輸送等に関する協定の内容について説明があった。

(2) その他

- 内閣府から、資料2及び資料3に基づき、他地域の事例として、柏崎刈羽地域の緊急時対応とそれに係るQ A集の記載内容について説明があり、説明に対して以下の質疑等があった。
 - ・高萩市から、避難退域時検査場所における安定ヨウ素剤の配布の実施主体について質問があった。これに対し内閣府から、基本的に県や各市町村の職員が行う旨の回答があった。
 - ・茨城県から、避難対象人口に占めるバス避難者の割合に関し、アンケート調査以外で把握する事例の有無について質問があった。これに対し内閣府から、アンケート調査による把握が多いが、その他の手法もあり得ると思われる旨の回答があった。
 - ・また、茨城県から、施設敷地緊急事態要避難者の輸送手段（福祉車両）に関し、介護度などに応じて統一的な基準を設けているような事例の有無について質問があった。これに対し内閣府から、例えば福祉施設の個別避難計画の記載に基づき集計するケースがあるが、作業部会の議論を経て統一的な基準を設けているような例はないのではないかとの回答があった。
 - ・高萩市から、周辺県バス会社の保有台数が記載されていることについて、これら周辺県のバス会社との協定の有無及び輸送が困難な場合の国の協力の有無について質問があった。これに対し内閣府から、周辺県のバス会社と協定は締結していないが、自県内の輸送手段では不足する場合には周辺県等に協力を要請し、それでも不足する場合には実動組織に協力を要請して支援をする旨の回答があった。
- 原子力規制庁から、資料4に基づき、
 - ・従前どおり全面緊急事態時には、UPZ全域で屋内退避を実施すること
 - ・屋内退避中に、住民が生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることや、屋内退避中の住民の生活を支えるための民間事業者の活動が可能であること
 - ・屋内退避を継続できるかを判断するタイミングの最初の目安を屋内退避開始から3日後とし、3日後以降は日々屋内退避の継続可否を判断していくこと
 - ・屋内退避は、①原子炉施設の状態が安定していること、②プルームが滞留していないこと、この2つの要件を満たす場合に解除すること
 - ・屋内退避から避難への切替えについては、地方自治体からの情報提供等を踏まえ、生活の維持が困難であるかを国が総合的に判断する

こと

などについて説明があり、説明に対して以下の質疑等があった。

- ・高萩市から、今回の説明はどのような段階での民間事業者の活動を想定しているかという質問があった。これに対し原子力規制庁から、基本的にG Eになった後かつ放射性物質放出前の段階を想定しており、屋外での緊急事態への応急対策に従事する者に対しては、国から発する防護装備の携行指示を踏まえ対応していただく旨の回答があった。

以上